

広島県環境影響評価技術審査会 第13回第1部会議事録

(1) 書面による照会期間

平成27年9月7日(月)～9月18日(金)

(2) 書面開催とした理由

広島県環境影響評価技術審査会運営要領第7条第2項及び同運営細則第6(2)アの規定により、本配慮書に係る事業の環境影響が限定的と判断したため。

(3) 委員氏名(第1部会委員)

西田委員 日比野委員 中井委員 石岡委員 久我委員 内藤委員 吉田委員 矢野委員

(4) 議案の件名

福山共同発電所更新計画に係る計画段階配慮書に対する審査について

(5) 定足数及び議事録署名委員

- 第1部会委員8名全員から照会に対する回答を得たことにより、広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 広島県環境影響評価技術審査会運営細則第6(3)の規定により、部会長が議事録署名委員となった。

(6) 議事

次のとおり、各委員から知事意見に盛り込むべき事項(案)への追記・修正意見及び配慮書に対する意見、質問があり、メールにより回答した。

■煙突高さについて

(委員) 景観の調査・予測及び評価を90m, 80m, 70mの3段階で設定しているが、これは、現在の煙突高さが90mであり、新2号機の煙突をこれより低くすることを想定しているのか。90mで建設するつもりであれば、より高い煙突で評価した方がよいのではないか。

(事務局) (事業者を確認した上で次のとおり回答)

既設の5, 6号機の煙突高さが150mとなっており、事業者としては、景観への影響が大きいため、新2号機の煙突高さはこれより低いものを想定している。

また、既設のその他の号機の煙突高さが全て90mとなっているため、事業者は90mを上限で考えている。

以上から、90mを上限として、80m, 70mの3案が設定されている。

(委員) 了解した。

■事業所周辺の環境調査について

(委員) 大気環境、水環境、温室効果ガス等の項目については、新2号機運転開始後も年に1回(あるいは数年に1回)程度事業所周辺の環境調査を実施することが望ましいと考える。

(事務局) 施設稼働後の周辺の環境調査については、事業者に対し、方法書への記載を検討するよう指導したいと考えている。方法書において検討結果が不十分であった場合には、方法書に対する知事意見に盛り込みたいと考えている。

■事業実施想定区域における土壌の環境基準について

(委員) 新2号機は、重油貯蔵タンク跡地に建設されるとのことだが、タンクは既に撤去されているという理解でよいか。(配慮書にはタンクの写真が写っている) 配慮書の記載から、タンクは既に撤去されているものとして、次のとおり意見する。

重油貯蔵タンク跡地のダイオキシン類以外の物質による土壌の汚染状況を調査し、土壌の環境基準を満たしていることは確認しているのか。

環境基準を超過する汚染があると、環境配慮書の前提(土壌及び地盤の状況)が成立しなくなるため、未確認の場合、確認する必要があると考える。

(事務局) (事業者を確認した上で次のとおり回答)

タンクは現状では撤去されていないが、アセス開始時には撤去されている。(老朽化等により、来年の撤去が決まっている。(アセス手続とは無関係))

タンクの撤去、発電所の新設工事に伴う土壌の搬出はなく、敷地内での盛土等に利用される。

土壌汚染対策法に定める有害物質(揮発性有機化合物、重金属、農薬等)を使用していないため、法的な調査義務がないことから、環境基準の適合状況については把握していない。

以上から、土壌の敷地外への搬出がない計画となっていることから、(仮に当該区域に汚染があったとしても)工事により、土壌汚染が拡大するおそれがないと考えられ、そうした状況で土壌の調査義務を課すことは、事業者に過大な負担を強いる可能性がある。

このため、配慮書の知事意見として「事業実施想定区域外へ土壌を搬出する等、計画に変更が生じた場合は、土壌の調査の実施について検討すること。」という意見を追加したいと考えるがどうか。

(委員) 了解した。

■計画段階配慮事項の選定項目について

(委員) 計画段階配慮事項として地域特性から大気質が選定されているが、他を選定しない理由が適切でない。選定する必要はないが、選定しない理由を明確にしてほしい。

例えば、水質の項目を選定しない理由に「(略)排水処理施設で適切に処理したのち排出する計画(略)」と記載があるが、その計画が検討すべき項目となる。

(事務局) 指摘のとおり、選定しない理由の明確化は必要と考えられる。については、事業者に対し、方法書の作成時において、選定しない理由の追記等を指導し、記載が不十分な場合は、方法書に対する知事意見として述べることを検討する。

■知事意見に盛り込むべき事項(案)について

(委員) 個別的事項において計画段階配慮事項として選定されていない「騒音・振動」,

「水環境」,「温室効果ガス等」が含まれているが,方法書においては,これらについても再度検討されるため,過度に対処する必要性は低いことが考えられる。

例えば,水質について「(略)排水処理施設で適切に処理したのち排出する計画(略)」を明確にできれば十分と考えられる。

(事務局) 指摘のとおり,計画段階配慮事項に選定されていない項目についても方法書で再度検討されるため,過度な対処と思われるかもしれない。

しかし,「騒音・振動」,「水質」については,周辺で環境基準を超過しており,「温室効果ガス等」については,社会的に関心が高い事項であるため,これらの事項に配慮した上で方法書の作成に進んでほしいという思いがあるため,知事意見として述べたいと考える。

この議事録は,平成27年9月7日～18日に書面開催された,広島県環境影響評価技術審査会第13回第1部会の議事と相違ないことを認めます。

平成27年10月 日

議事録署名委員

印